

千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 市長は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、その生命及び身体の保護を図るため、建築物の所有者等が行う分析調査事業及びアスベスト除去等事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該所有者等に対して補助金を交付する。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト吹付け材 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールをいう。
- (3) 補助対象建築物 市内に存する建築物のうち、アスベスト吹付け材（分析調査事業においては、アスベストが含有している可能性があるものを含む。）が施工されている建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他これらに準ずる者又は大規模な事業者として別に定める者が所有する建築物は除く。
- (4) 補助対象事業 補助対象建築物の所有者等が当該補助対象建築物に関して行う分析調査事業及びアスベスト除去等事業をいう。ただし、この要綱に基づく補助金のほかに、国、地方公共団体又はその他これらに準ずる団体からアスベストに関する類似の補助金を受けているものを除く。
- (5) 補助事業者 次に掲げる要件に該当する者をいう。
 - ア 自ら所有する補助対象建築物について補助対象事業を行う者、区分所有建築物の管理組合が補助対象事業を行う場合はその代表者、又は補助対象事業の実施について、補助対象事業を行う者から委任を受けた者をいう。
 - イ 市税の滞納がない者。ただし、区分所有建築物の管理組合の代表者を除く。
- (6) 事前調査 補助対象建築物に施工されたアスベスト吹付け材（以下「対象吹付け材」という。）に係るアスベストの有無を、設計図書、施工記録、維持保全記録及び現地における目視等により確認することをいう。
- (7) 分析調査事業 事前調査の結果、対象吹付け材にアスベストが含まれていることが明らかにならなかった場合、アスベストの有無及びその含有率を調査することをいう。
- (8) アスベスト除去等事業 対象吹付け材の除去（耐火性能が要求されている吹付け材を除去した場合は、当該性能を回復する工事を含む。）、封じ込め、囲い込み（囲い込みの措置が行われた建築物を除く。）、又は対象吹付け材が施工されている建築物の除却（以下「除去等」という。）をいう。
- (9) 1棟 構造的に一体の建築物をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合は、各々の定めによる。
 - ア 区分所有法が適用される建築物で、区分所有者が自ら所有する専有部分のみを単独で分析調査又は除去等を行う場合、当該専有部分を1棟とする。

イ 棟を連ねた複数の住宅又は店舗等で、各住宅又は店舗等が壁を共通にし、各々別々に外部への出入り口がある長屋建の建築物については、各々の住宅又は店舗等を1棟とする。

ウ エキスパンションジョイント等で構造的に分離されているが、外観上、機能上一の建築物と認められる場合、これらを1棟とする。

2 事前調査、分析調査事業及びアスベスト除去等事業は、別記に定める内容に適合するものでなければならない。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)及び補助額は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

種 目	対象経費	補助額
分析調査事業	分析調査事業に要する経費で分析による調査を実施する機関(以下「分析機関」という。)に対して支払う費用	対象経費の10分の10以内の額。ただし、補助対象建築物1棟につき25万円を限度とする。なお、千円未満の端数は切り捨てる。
アスベスト除去等事業	アスベスト除去等事業に要する経費で対象吹付け材の除去等を行う施工業者(以下「施工者」という。)に対して支払う費用	対象経費の3分の2以内の額。ただし、補助対象建築物1棟につき100万円を限度とする。なお、千円未満の端数は切り捨てる。

2 補助事業者は、分析調査事業及びアスベスト除去等事業それぞれ1棟について、補助金を受けることができる。

3 分析調査事業については、石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について(基安化発第0206003号平成20年2月6日厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長)以前に補助金の交付を受けた者についても補助対象とすることができる。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定により分析調査事業に係る補助金の交付を申請する者は、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業(分析調査事業)補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第5号で規定する書類については、個人情報確認同意書(様式第16号)の提出により滞納の有無を確認できる場合、また、申請する者が管理組合の代表者である場合は省略することができる。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者が分かる書類
- (2) 申請者が補助対象建築物の所有者でない場合は、当該所有者から補助対象事業の実施に係る権限を委任された旨を証する書類
- (3) 補助対象建築物の位置図(縮尺を2500分の1以上とし、区域を赤色で表示したもの)、配置図及び平面図(吹付けの場所を表示したもの)
- (4) 補助対象建築物及び吹付け材の現状が確認できる写真
- (5) 滞納無証明書
- (6) 補助対象建築物の建築基準法に基づく検査済証の写し又は交付されていることが確認できる書

類

- (7) 2社以上の分析調査事業に係る対象経費の見積書の写し
- (8) 事前調査報告書
- (9) 資金計画書
- (10) 補助対象建築物が区分所有建築物の場合、分析調査事業の実施に係る総会の決議書又はこれに代わるもの
- (11) 申請者が法人の場合、法人に係る現在事項全部証明書等（資本金額、従業員数、補助対象建築物の所在地が確認できるもの）
- (12) 調査を行う者が、建築物石綿含有建材調査講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項の規定する者（以下、「建築物石綿含有建材調査者」という。）であることを証する書類の写し
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類等

2 規則第3条第1項の規定によりアスベスト除去等事業に係る補助金の交付を申請する者は、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補助金交付申請書（様式第2号）に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 対象吹付け材がアスベスト吹付け材であることを証する書類
- (2) 前項第1号、第3号から第6号まで及び第11号に掲げる書類等（申請する者が管理組合の代表者である場合、第5号を除く）。ただし、補助事業者がアスベスト除去等事業に係る補助金の交付を申請しようとする年度と同じ年度に分析調査事業を実施した場合は、当該書類等の添付は省略することができる。
- (3) 申請者が補助対象建築物の所有者でない場合は、当該所有者から補助対象事業の実施に係る権限を委任された旨を証する書類
- (4) 2社以上のアスベスト除去等事業に係る対象経費の見積書の写し
- (5) アスベスト対策工事概要書
- (6) 資金計画書
- (7) 補助対象建築物が区分所有建築物の場合、アスベスト除去等事業の実施に係る総会の決議書又はこれに代わるもの
- (8) 実施計画の策定等を行う者が、建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類等

3 市長は前2項の規定による申請の数が募集件数を超えたときは、補助対象事業の対象者を公開抽選により決定するものとする。ただし、申請件数が募集件数以内であったときは、申請を行ったすべての者を補助対象事業の対象者とし、受付期間内で募集件数に達しない場合、それ以降の申請については、先着順に受け付けるものとする。

（交付の条件）

第5条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合（以

下「遅延等」という。)には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定通知等)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

2 規則第4条第3項の規定による補助金を交付することが不適当と認めたときの通知は、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 分析調査事業について第5条第1号又は第2号に規定する承認を受けようとするときは、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業(分析調査事業)変更・中止・廃止承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 アスベスト除去等事業について第5条第1号又は第2号に規定する承認を受けようとするときは、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業(アスベスト除去等事業)変更・中止・廃止承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による変更の申請があった場合、当該変更の内容を審査し適当であると認めたととき、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業変更承認通知書(様式第6号の2)により通知するものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による中止又は廃止の申請があった場合、当該中止等の内容を審査し適当であると認めたととき、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業中止・廃止承認通知書(様式第6号の3)により通知するものとする。

(変更交付申請等)

第8条 分析調査事業に係る補助金の交付決定後の事情の変更により補助金の交付額の変更を申請する場合は、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業(分析調査事業)補助金変更交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 アスベスト除去等事業に係る補助金の交付決定後の事情の変更により補助金の交付額の変更を申請する場合は、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業(アスベスト除去等事業)補助金変更交付申請書(様式第7号の2)を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により補助金交付決定額を増額することはできない。

4 第6条第1項の規定は、第1項及び第2項の規定による補助金の交付額の変更申請について準用する。この場合においては、次の表のア欄に掲げる規定の同表イ欄に掲げる字句は、同表ウ欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

ア	イ	ウ
第6条 第1項	千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書(様式第3号)	千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金変更交付決定通知書(様式第3号の2)

(交付申請の取下げ)

第8条の2 補助金の交付を申請した者は、規則第6条に規定する交付決定通知前に交付申請の取下げをしようとするときは、速やかに千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業取下げ届出書(様式第7号の3)を市長に提出しなければならない。

(工事の遅延等)

第9条 補助事業者は、第5条第3号に規定する遅延等について報告するときは、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業遅延等報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、分析調査事業の補助金交付決定があった日から起算して、45日以内かつ第6条に規定する補助金の交付決定を通知した日の属する年度の2月末日までに、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業(分析調査事業)実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 分析機関が発行した分析調査結果報告書
- (2) 分析による調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し
- (3) 分析による調査に要する費用に係る分析機関からの請求書、領収書及び支払内訳書の写し

2 補助事業者は、アスベスト除去等事業の補助金交付決定があった日から起算して60日以内かつ第6条に規定する補助金の交付決定を通知した日の属する年度の2月末日までに、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業(アスベスト除去等事業)実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類等を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 対象吹付け材の除去等に係る施工報告書で、次に掲げる写真及び書類等を含むもの
 - ア 工事の施工状況を記録した写真
 - イ アスベスト粉じん濃度の測定結果
 - ウ 廃石綿等の処理に係る書類
 - エ その他施工内容及び結果に関する書類等

- (2) 対象吹付け材の除去等の実施に関して施工者と締結した契約書の写し
- (3) 対象吹付け材の除去等に要する費用に係る施工者からの請求書、領収書及び支払内訳書の写し
- (4) 前項各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金額確定通知書(様式第11号)によるものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条第1項の規定により分析調査事業に係る補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業(分析調査事業)補助金交付請求書(様式第12号)を、市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第1項の規定によりアスベスト除去等事業に係る補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業(アスベスト除去等事業)補助金交付請求書(様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第14号)によるものとする。

(返還命令)

第14条 規則第18条の規定による補助金の返還命令は、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策

事業補助金返還命令書（様式第15号）により行うものとする。

（性能の回復）

第15条 補助事業者は、建築基準法の規定により耐火性能が要求されている吹付け材を除去した場合、当該性能を回復する工事を適切に実施しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年2月15日から施行し、平成17年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、平成32年度分までの予算に係る補助金については、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式の記名押印部分は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の平成26年4月1日から施行する様式は平成26年6月1日以降も当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記

1 事前調査

事前調査は、財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」第3章3.3.1設計図書等による書面調査及び3.3.2書面調査に基づく現地との整合確認及び判定方法による。

2 分析調査事業

(1) 調査の方法は、J I S A1481-1「市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」、J I S A1481-2「試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」、J I S A1481-3「アスベスト含有率のX線回折定量分析方法」及びJ I S A1481-4「質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法」を標準とする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合は、これによることができる。

(2) 調査を行う者は、建築物石綿含有建材調査者とする。

(3) 調査を行う機関は、作業環境測定法第33条の規定に基づく作業環境測定機関のうち、J I S A1481-1「市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」、J I S A1481-2「試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」、J I S A1481-3「アスベスト含有率のX線回折定量分析方法」及びJ I S A1481-4「質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法」の附属書の仕様に適合する装置・機器を備えている機関を標準とする。ただし、第1号で規定する厚生労働省等の公的機関が公表した方法による場合は、当該方法の仕様に適合する装置・機器を備えている機関であること。

3 アスベスト除去等事業

除去等については、実施計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施すること。

なお、実施計画の策定等にあたっては、次の各号に定めるところによる。

(1) 石綿等の粉じんが飛散するおそれがある場合

ア 施工者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者

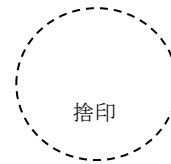
(イ) 石綿作業主任者（平成18年4月1日以前においては特定化学物質等作業主任者）の指導・監督のもと、建設業労働災害防止協会編集・発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」又はこれと同等の方法に従って施工した十分な実績を有し、前項で規定する飛散防止処理技術に相当する技術を有すると認められる者

イ 施工者は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則、労働安全衛生規則、その他関係法令を遵守し、施工すること。

(2) 囲い込みのうち、石綿等の粉じんが飛散するおそれがない場合

ア 施工者は、建設業の許可を得た者又はこれと同等の技術を有する者であること。

イ 施工方法は、建築工事標準仕様書（J A S S）と同等以上の方法によること。



様式第1号

(第1面)

千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金
交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 _____
申請者住所

フリガナ _____
氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @

千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金の交付を受けたい
ので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容

千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第2条第1項第7号に定
める分析調査事業

2 交付申請額 _____ 円

3 交付申請額の算出基礎

対象経費の額 (A)	円
補助基本額 ($B = A \times 10 / 10$)	円
補助限度額 (C)	250,000円
交付申請額 (D = B 又は C のいずれか少ない額)	円

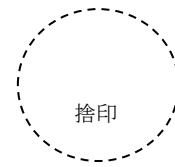
注 対象経費の額は、分析調査事業に要する経費で分析機関に支払う予定の額（消費税
及び地方消費税相当額を除く。）です。

4 事業の着手予定年月日（分析機関が試料を採取する予定年月日）

年 月 日

5 事業の完了予定年月日（分析機関から調査報告書が提出される予定年月日）

年 月 日



(第2面)

6 補助対象建築物等の概要

所在地	千葉市 区
構造	造 階建 (地下 階・地上 階)
規模	延べ面積 m ²
用途	
建築年月	昭和・平成 年 月
分析による調査を要する箇所	室名等= 吹付け材施工面積 (合計) m ²
吹付け材の現状	<input type="checkbox"/> 劣化・損傷は確認できない <input type="checkbox"/> 劣化・損傷がある <input type="checkbox"/> 表面の毛羽立ち <input type="checkbox"/> 浮き <input type="checkbox"/> 繊維のくずれ <input type="checkbox"/> 小さな損傷・欠損・はく離 <input type="checkbox"/> たれ下がり <input type="checkbox"/> 大きな損傷・欠損・はく離
建築基準法による耐火性能	<input type="checkbox"/> 要求あり <input type="checkbox"/> 要求なし

7 その他

分析機関	名称： 所在地： 電話番号： ()
分析調査の方法	<input type="checkbox"/> J I S A 1 4 8 1 - 1 <input type="checkbox"/> J I S A 1 4 8 1 - 2 <input type="checkbox"/> J I S A 1 4 8 1 - 3 <input type="checkbox"/> J I S A 1 4 8 1 - 4 <input type="checkbox"/> その他＝
添付書類 (添付する書類の <input type="checkbox"/> にレ印を付ける こと)	1 共通 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 位置図、配置図及び平面図 <input type="checkbox"/> 写真 (建物、吹付け材) <input type="checkbox"/> 滞納無証明書又は個人情報確認同意書 <input type="checkbox"/> 建築基準法に基づく検査済証の写し又は交付されていることが確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 2社以上の見積書の写し <input type="checkbox"/> 事前調査報告書 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者であることが判断できるもの 2 その他 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 総会における決議書等 <input type="checkbox"/> 法人に係る現在事項全部証明書等 <input type="checkbox"/> その他＝



千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）
補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

〒 _____
申請者住所

フリガナ
氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス @

千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容

千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第2条第1項第8号に定めるアスベスト除去等事業

2 交付申請額 円

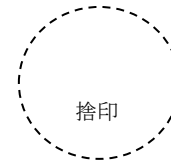
3 交付申請額の算出基礎

対象経費の額（A）	円
補助基本額（ $B = A \times 2 / 3$ ）	円
補助限度額（C）	1,000,000円
交付申請額（ $D = B$ 又は C のいずれか少ない額）	円

注 対象経費の額は、アスベスト除去等事業に要する経費で施工者（処理業者）に支払う予定の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）です。

4 事業の着手予定年月日（工事に必要な機材を現地に搬入する予定年月日）
年 月 日

5 事業の完了予定年月日（機材及び廃石綿等の搬出が完了する予定年月日）
年 月 日



(第2面)

6 補助対象建築物等の概要

所在地	千葉市 区
構造	造 階建 (地下 階・地上 階)
規模	延べ面積 m ²
用途	
建築年月	昭和・平成 年 月
吹付け材の除去等を行う箇所	室名等= 吹付け材施工面積 (合計) m ²
吹付け材の現状	<input type="checkbox"/> 劣化・損傷は確認できない <input type="checkbox"/> 劣化・損傷がある <input type="checkbox"/> 表面の毛羽立ち <input type="checkbox"/> 浮き <input type="checkbox"/> 繊維のくずれ <input type="checkbox"/> 小さな損傷・欠損・はく離 <input type="checkbox"/> たれ下がり <input type="checkbox"/> 大きな損傷・欠損・はく離
建築基準法による耐火性能	<input type="checkbox"/> 要求あり <input type="checkbox"/> 要求なし

7 その他

施工者 (元請業者)	名称： 所在地： 電話番号： ()
除去等の内容	<input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> 建築物の除却
添付書類 (添付する書類の□にレ印を付けること)	1 共通 <input type="checkbox"/> 分析調査結果報告書又は事前調査報告書 <input type="checkbox"/> 2社以上の見積書の写し <input type="checkbox"/> アスベスト対策工事概要書 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者であることが判断できるもの 2 分析調査事業を本年度に実施しなかった場合の書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 位置図、配置図及び平面図 <input type="checkbox"/> 写真 (建物、吹付け材) <input type="checkbox"/> 滞納無証明書又は個人情報確認同意書 <input type="checkbox"/> 建築基準法に基づく検査済証の写し又は交付されていることが確認できる書類の写し 3 その他 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 総会における決議書等 <input type="checkbox"/> 法人に係る現在事項全部証明書等 <input type="checkbox"/> その他=

様

千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業・アスベスト除去等事業）補助金について、次のとおり交付の決定をしたので千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

- 千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第2条第1項第7号に定める分析調査事業
- 千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第2条第1項第8号に定めるアスベスト除去等事業

2 補助金の交付決定額

円

3 交付の条件

- (1) 補助事業を変更し、中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱を遵守すること。

様

千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業・アスベスト除去等事業）補助金について、次のとおり交付の決定をしたので千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

- 千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第2条第1項第7号に定める分析調査事業
- 千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第2条第1項第8号に定めるアスベスト除去等事業

2 補助金の交付決定額

円

3 交付の条件

- (1) 補助事業を変更し、中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱を遵守すること。

様

千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業・アスベスト除去等事業）補助金については、次の理由により交付しないことを決定したので、千葉市補助金等交付規則第4条の規定により通知します。

年 月 日

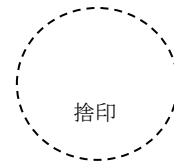
千葉市長



- 1 申請に係る補助対象事業の種別
- 2 補助金を交付しない理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。



千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）
変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

（あて先） 千葉市長

申請者住所

フリガナ

氏 名 (※)

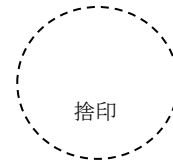
(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号で補助金の交付決定
のあった次の建築物に係る分析調査事業を次のとおり中止・廃止することについて承認を
受けたいので、千葉県既存建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定
により申請します。

補助対象建築物 の所在地	千葉県 区	
吹付けアスベスト の分析の内容	変更前	
	変更後	
変更、中止又は廃止の 理由		
中止又は廃止の 予定年月日	年 月 日	
添付書類	1 千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助 金交付決定通知書（中止又は廃止の場合のみ） 2 その他変更事項に係る書類	



千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）
変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

（あて先） 千葉市長

申請者住所

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号で補助金の交付決定
のあった次の建築物に係るアスベスト除去等事業を次のとおり変更・中止・廃止すること
について承認を受けたいので、千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要
綱第7条第2項の規定により申請します。

補助対象建築物の 所在地等	所在地	千葉県 区
吹付けアスベスト の除去等の内容	変更前	
	変更後	
変更、中止又は廃止の 理由		
変更、中止又は廃止の 予定年 月 日	年 月 日	
添 付 書 類	1 千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助 金交付決定通知書（中止又は廃止の場合のみ） 2 その他変更事項に係る書類	

様

千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業の変更について承認したので、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助対象事業の種別	<input type="checkbox"/> 分析調査事業 <input type="checkbox"/> アスベスト除去等事業
補助金の交付決定額	円
変更の内容	

様

千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業の中止・廃止について承認したので、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第6条第4項の規定により通知します。

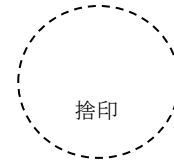
また、年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金の交付決定を取消します。

年 月 日

千葉市長



補助対象事業の種別	<input type="checkbox"/> 分析調査事業	<input type="checkbox"/> アスベスト除去等事業
補助金の交付決定額		円
取り消した額		円
取消後の交付決定額		円

千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金
変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者住所

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号で決定のあった千葉
市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金の交付額を変更したいの
で、次のとおり申請します。

1 当初交付決定額 円

2 変更後の交付申請額 円

3 変更後の交付申請額の算出の基礎

対象経費の額 (A)	円
補助基本額 (B = A × 10 / 10)	円
補助限度額 (C)	250,000円
交付申請額 (D = B 又は C のいずれか少ない額)	円

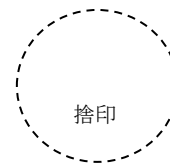
注 対象経費の額は、分析調査事業に要する経費で分析機関に支払う予定の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）です。

4 事業の着手予定年月日（分析機関が試料を採取する予定年月日）

年 月 日

5 事業の完了予定年月日（分析機関から調査報告書が提出される予定年月日）

年 月 日



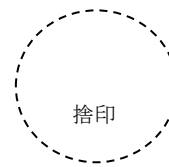
(第2面)

6 補助対象建築物等の概要

所在地	千葉市 区
構造	造 階建 (地下 階・地上 階)
規模	延べ面積 m ²
用途	
建築年月	昭和・平成 年 月
分析による調査を要する箇所	室名等= 吹付け材施工面積 (合計) m ²
吹付け材の現状	<input type="checkbox"/> 劣化・損傷は確認できない <input type="checkbox"/> 劣化・損傷がある <input type="checkbox"/> 表面の毛羽立ち <input type="checkbox"/> 浮き <input type="checkbox"/> 繊維のくずれ <input type="checkbox"/> 小さな損傷・欠損・はく離 <input type="checkbox"/> たれ下がり <input type="checkbox"/> 大きな損傷・欠損・はく離
建築基準法による耐火性能	<input type="checkbox"/> 要求あり <input type="checkbox"/> 要求なし

7 その他

分析機関	名称： 所在地： 電話番号： ()
調査の方法	<input type="checkbox"/> J I S A 1 4 8 1 - 1 <input type="checkbox"/> J I S A 1 4 8 1 - 2 <input type="checkbox"/> J I S A 1 4 8 1 - 3 <input type="checkbox"/> J I S A 1 4 8 1 - 4 <input type="checkbox"/> その他＝
添付書類	<input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> その他＝



千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）
補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者住所

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号で決定のあった千葉
市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補助金の交付額を変更
したいので、千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第8条第2項の
規定により次のとおり申請します。

1 当初交付決定額 円

2 変更後の交付申請額 円

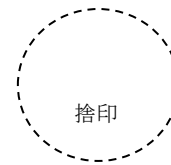
3 変更後の交付申請額の算出の基礎

対象経費の額 (A)	円
補助基本額 (B = A × 2 / 3)	円
補助限度額 (C)	1,000,000円
交付申請額 (D = B 又は C のいずれか小さい額)	円

注 対象経費の額は、アスベスト除去等事業に要する経費で施工者（処理業者）に支払
う予定の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）です。

4 事業の着手予定年月日（工事に必要な機材を現地に搬入する予定年月日）
年 月 日

5 事業の完了予定年月日（機材及び廃石綿等の搬出が完了する予定年月日）
年 月 日



(第2面)

6 補助対象建築物等の概要

所在地	千葉市 区
構造	造 階建 (地下 階・地上 階)
規模	延べ面積 m ²
用途	
建築年月	昭和・平成 年 月
除去等を行う箇所	室名等= 吹付け材施工面積 (合計) m ²
吹付け材の現状	<input type="checkbox"/> 劣化・損傷は確認できない <input type="checkbox"/> 劣化・損傷がある <input type="checkbox"/> 表面の毛羽立ち <input type="checkbox"/> 浮き <input type="checkbox"/> 繊維のくずれ <input type="checkbox"/> 小さな損傷・欠損・はく離 <input type="checkbox"/> たれ下がり <input type="checkbox"/> 大きな損傷・欠損・はく離
建築基準法による耐火性能	<input type="checkbox"/> 要求あり <input type="checkbox"/> 要求なし

7 その他

施工者 (元請業者)	名称： 所在地： 電話番号： ()
除去等の内容	<input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> 建築物の除却
添付書類	<input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> アスベスト対策工事概要書 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> その他＝

千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業取下げ届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

報告者住所

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

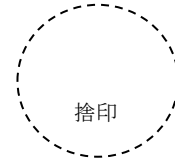
年 月 日付けで申請をした [分析調査事業 ・ アスベスト除去等事業] について、下記の理由により交付申請を取り下げたいので、千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により本届出書を提出します。

1 補助対象建築物の所在地（地番）

区

2 理由

--



千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業遅延等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

報告者住所

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号でアスベスト対策事業補助金の交付決定のあった [分析調査事業 アスベスト除去等事業] について、当初の計画どおり実施することが困難となったので、千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

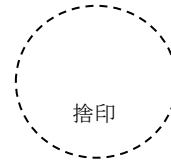
1 補助対象建築物の所在地(地番)

区

2 報告事項

- 予定の期間内に完了しない
- 事業の遂行が困難となった
- その他＝

3 理由



千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）
実績報告書

年 月 日

（あて先） 千葉市長

報告者住所

フリガナ

氏 名 (※)

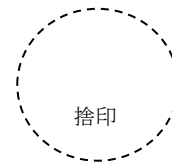
(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付
決定のあった千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）の実績について、
千葉県補助金等交付規則第12条の規定により次のとおり報告します。

事業期間	(着手年月日) 年 月 日から (完了年月日) 年 月 日まで
補助金の交付決定額	円
補助金の経費精算額	円
分析調査を行った 分析機関の名称	
添付書類	1 分析機関が発行した分析調査結果報告書 2 分析による調査の実施に関して分析機関を締結した契約書の 写し 3 分析による調査に要する費用に係る分析機関からの請求書、 領収書及び支払内訳書の写し
摘要	



様式第10号

千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）
実績報告書

年 月 日

（あて先） 千葉市長

報告者住所

フリガナ
氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付
決定のあった千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）の実
績について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により次のとおり報告します。

事業期間	(着手年月日) 年 月 日から (完了年月日) 年 月 日まで
補助金の交付決定額	円
補助金の経費精算額	円
施工者の名称 (元請業者)	
添付書類	1 施工者が発行した施工報告書 (工事記録写真、粉じん濃度測定結果、廃石綿等を適正に処理したことが確認できる書類、施工計画書及び各種届出書の写しを含む。) 2 施工者と締結した契約書の写し 3 施工者からの請求書、領収書及び支払内訳書の写し
摘要	

様

千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金額確定通知書

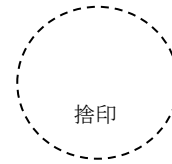
年 月 日付け千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業・アスベスト除去等事業）実績報告書により補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助対象事業の種別	<input type="checkbox"/> 分析調査事業 <input type="checkbox"/> アスベスト除去等事業
補助金の交付決定額	円
補助金の経費精算額	円
補助額	千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第 3 条の規定による。
補助金の確定額	円
備考	



千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）
補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

請求者住所

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

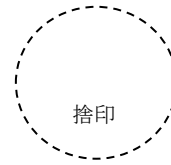
連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県達 第 号により補助金額の確定
の通知があった千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金の交
付について、千葉県補助金等交付規則第16条第1項の規定により次のとおり請求します。

交付請求額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0



千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）
補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

請求者住所

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県達 第 号により補助金額の確定
の通知があった千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補
助金の交付について、千葉県補助金等交付規則第16条第1項の規定により次のとおり請
求します。

交付請求額

金	百万	十万	万	千	百	十	円
					0	0	0

様

千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉県指令 第 号により通知した千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金の交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉県補助金等交付規則第 1 7 条第 3 項において準用する同規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助対象事業の種別	<input type="checkbox"/> 分析調査事業 <input type="checkbox"/> アスベスト除去等事業
補助金の交付決定額	円
取り消した額	円
取消後の交付決定額	円
取消しの理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

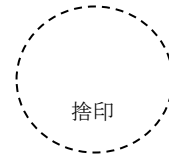


補助対象事業の種別	<input type="checkbox"/> 分析調査事業	<input type="checkbox"/> アスベスト除去等事業
補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	計	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返 還 期 間	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返 還 方 法		

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第16号



年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者住所

フリガナ

氏 名 (※)

生年月日 年 月 日

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

個人情報確認同意書

千葉市既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付申請にあたり、私に関する下記の情報を、市長が確認することに同意します。

記

- ・市税を滞納していないこと